



誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関する ワーキンググループ（第4回） における構成員からの主なご意見

2023年4月7日
事務局

<p>京都大学橋本先生 及び 東京大学森田先生 ご発表について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 削除請求権の明文化について、どのようなニーズに応えるかによって規定の内容も変わってくると、的確な御指摘をいただき、貴重な御教示に感謝を申し上げます。ニーズには様々なものが含まれ、特に、互いに対立する諸利益の間のいずれにウエートを置くかによって、その根拠となる論理の構成なども変わってくると思います。【山口構成員】 ■ そうした論理構成に関して、特に、憲法上の表現の自由との関係では、関連の判例を見ますと、例えば、損害賠償請求と差止請求との間の差異、また、名誉・プライバシー・名誉感情等の法益ごとの差異など、様々な違いがあり、その解釈については、必ずしも明確でない部分もあると存じます。とりわけ、政治的な言論、差別的表現などの場合は、対抗利益間の調整が難しくなります。利益の衡量を図るときのバランスの取り方、背景となる考え方や感覚などについては、憲法の領域、民法の領域、さらに例えば名誉毀損では刑法の領域などの、各々の領域ごとに、やはり、違いがあると言えます。こうした様々な違いがある現状を踏まえると、今後、本WGで検討する際には、その具体的な規定内容、また、その根拠となる論理の構成などが、重要な論点になってくると思います。【山口構成員】
<p>検討アジェンダ 2について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「特定の要件を満たすプラットフォーム事業者は対応すべき」という部分について、特定の要件は慎重に決めるべきと考えております。ユーザー数なのか、誹謗中傷のそもそもの件数なのか分かりませんが、慎重に決めるべきだと考えております。【伊藤構成員】
<p>検討アジェンダ 2-1について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ プラットフォームの規模について、SNSというのは、いわゆるネットワーク・エフェクトが発生しやすいような事業体になっていて、全てのサービス形態で当てはまるとは言えませんが、ユーザ数が増えたら、指数関数的にユーザ数、経済的な利益も増えるという特性が一定はあると思います。中小のサービス全てを同じ規制で当てはめるとするのは現実的ではないと思っていて、国のスタートアップ政策を鑑みて新しいサービスが生まれづらくなるリスクも考慮し、規模などは慎重に配慮されるべきかと思っています。ただ、特定の事業者を狙い撃ちするということが不公平感があると思いますので、事業者を含めて公平な基準などをつくるべきだと思います。【伊藤構成員】 ■ 利用規約や、コンテンツモデレーションがどこからできるのか、どういう要件でできるのかという点については、一般の方からすると、なかなか難しいので、そこを超えられるよう、重要な箇所を抜き出して、重要な部分分かる形の表示を求めるような内容というのを盛り込んだほうがいいのではないかと思います。【清水構成員】
<p>検討アジェンダ 2-2について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ フォーマットが別々だったり、事業者の取組内容がそれぞれ異なると、国やユーザにとっても分かりづらくなると思いますので、国や第三者機関がガイドラインを作成するなど検討していただきつつ、事業者への過度な負担にならないとみなされる範囲でサービス形態やビジネスモデルも考慮に入れつつ、一定の基準や必要な事項は最低限そろえた方が好ましいと考えています。【伊藤構成員】

**検討アジェンダ
3-2 (1)
について**

- 削除請求権に関して、あったほうが分かりやすいと思いますが、削除請求権がなぜ必要なのかという点を考えたく、先ほど、3割の人が請求権があることを知らないということは伺いましたが、削除請求権があると規定したところで、そこが広がるとは思いません。また、削除請求権がないと削除ができないということをプロバイダがおっしゃっているとすると、削除しなかったらプロバイダ自身の責任となるということ、理解していますかという話だと思えます。そのため、その辺のバックグラウンドがあるとよいと感じました。【上沼主査代理】

**検討アジェンダ
3-2 (2)
について**

- ADRに関して、個人的な考えで言えば、ADRによって解決が早くなるかという点、基本的にそんなことはないのではないかと考えています。手続を増やすだけではあまり意味がないという可能性が高いと考えられます。判断のために、ある程度事情が必要で、相手方からも反論が出てくるという前提が基本的にあり、そうするとその準備のための時間と再反論のための準備等が必要になり、一定の時間がかかります。また、判断権者は誰になるのかという問題があり、裁判所が判断したものでない限り従わないというプロバイダも出てくる可能性が高いと思います。結局、ADRで結論が出ても従わない、その場合にはさらにもう1回裁判してくださいということになりかねません。そのため、実効的になるのかというのは疑義を持っています。【清水構成員】
- ADRが必要という趣旨が、事業者が自分で判断したくない、判断の責任を誰かに押し付けたいのだとすれば、それは事業者自身でやってくださいとしか言いようがないし、裁判所のリソースの問題で、別の機関が必要だということであれば、それは裁判所で何とか手当てをするというのが本筋だと思いますので、そういう意味でも、ADRの必要な趣旨がよく分からないなと思いました。【上沼主査代理】
- 私もADRはそんなに意味がないかと思ってまして、結局誰かが判断するに当たって、結構な組織をつくってコストをかけるというときに、一からつくってすぐきちんとしたものができるとはとても思えなくて、さらに、裁判所の公的な決定でないと従わないという方針を取る事業者というのは結構いると思うので、そういう観点でもあまり意味がないかなと思っています。現状は裁判所で時間がかかる、似たような手続を繰り返すことになっていたりする面があるのを効率化する、簡単に判断できるような手続をつくるなど、そういうことのほうが本当は本質的なのかなと個人的には思っています。【藤原構成員】
- ADRについて、申請者側と事業者側で、良い形で負担を減らすことができるとすれば、どういう場面で、どういう事業者であれば、効果的なのかという点を含めて、効果的な側面、そうでない部分というのをよく切り分けて議論をしていく価値があると思います。デジタルサービス法では、手続の中に明確に法定で義務づけるということもあるので、継続的に見ながら、我が国で法制化するかどうかということはさておいても、そういった施策の広がりをもよく注視しながら考えていけると良いのかなと感じます。【生貝構成員】
- ADRについて、様々な御意見が出ていて、私も納得はするところですが、ただ、消費者の取りかかりやすさであったり、迅速な削除のために機能するか、期待するところもあったわけで、今回ではなくても、さらなる議論は続けていただければと思います。【山根構成員】

<p>検討アジェンダ 3-2(3) について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政からの削除要請については慎重に対応すべきだと思いますので、取るべき対応を明確化することは、私はあまり賛成できません。【上沼主査代理】 ■ 行政庁からの削除要請についても、まさに上沼先生と全く同じことを思っています、行政庁が言ったら消すというのは、まさに行政庁による検閲みたいなお話なので、法制化というのは結構難しいのかと思っています。【藤原構成員】 ■ 行政庁からの削除要請については、ほかの先生方と私も同意見で、例えば、ある種の対応件数、対応をしっかりと、どういった判断をしたといったようなことを透明化する、あるいは、別途、少し議論になっているところの、行政庁以外からの通知があった場合にもどういった対応をしていくのか、返事をする、あるいは、判断をしたその理由を返すといったところが全体的に議論になってくるかと思いますが、そこにおける行政庁というものの位置づけを、どの程度特別なものとするのか、あるいは一緒のものとして考えるのかというような論点が1つ出てくるのかなと思います。【生貝構成員】
<p>検討アジェンダ 4-1について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報の範囲に関して言うと、有害情報というのはもともと違法ではない情報なので、それについてはやはり難しいだろうから、事業者の規約で対応してもらえないだろうと思います。【上沼主査代理】
<p>検討アジェンダ 4-3について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談対応の充実の部分については、先ほど竹内先生からのお話にもあったとおり、何とかしないとイケないかなとは思っており、少なくとも、たらい回しされない仕組みは必要である一方、法的手続を取るとお金がかかるから泣き寝入りするという状況については、本当に何とかしなくてはいけないかなとは思っていますが、違法情報対策ではなく、交通事故でも何でも一般に言われている問題なので、ちょっと大きな話になってしまうと思いますが、少なくともこの対応の範囲でできる部分について、明確にできることをしていただけたらいいと思いました。【上沼主査代理】